

参考資料

能登半島地震に伴う災害特別損失を考慮した損益状況

【会計単位名：第一種指定設備管理部門】

(単位：千円)

区 分	①2023年度	備 考
営業収益	485,924,843	
受取網使用料	96,907,108	他事業者からのアクセスチャージ収入 ※うち一般第一種指定設備に係るもの 9,683,980千円
振替網使用料	385,558,077	利用部門からのアクセスチャージ収入(社内取引) ※うち一般第一種指定設備に係るもの 61,416,499千円
網改造料等	3,459,658	他事業者からの網改造料等収入 ※うち一般第一種指定設備に係るもの 1,336,773千円
営業費用	475,531,132	
営業利益	10,393,711	

特別損失の影響

(単位：千円)

②損益への影響額	影響額考慮後 (①+②)
-	485,924,843
-	96,907,108
-	385,558,077
-	3,459,658
3,587,876	479,119,009
△3,587,876	6,805,834

【会計単位名：第一種指定設備利用部門】

(単位：千円)

区 分	①2023年度	備 考
営業収益	1,017,602,761	ユーザーサービス収入
営業費用	925,850,110	
営業費用	540,292,033	
振替網使用料	385,558,077	管理部門へのアクセスチャージ費用(社内取引) ※うち一般第一種指定設備に係るもの 61,416,499千円
営業利益	91,752,652	

特別損失の影響

(単位：千円)

②損益への影響額	影響額考慮後 (①+②)
-	1,017,602,761
374,411	926,224,520
374,411	540,666,443
-	385,558,077
△374,411	91,378,241

(注1)千円未満の端数を四捨五入で表示しております。

(注2)「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第百六十四号)第四条の二の項(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(関門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項、六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備(固定端末系伝送路設備であるものを除く。)並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいいます。

(注3)特別損失の影響として、2023年度決算において計上した能登半島地震に伴う災害特別損失4,007,339千円のうち、電気通信事業相当3,962,287千円を営業費用に含めた場合の損益への影響を表示しております。

参考資料

能登半島地震に伴う災害特別損失を考慮した損益状況

特別損失の影響

区 分	(単位:千円)	
	①2023年度	②費用への影響額
第一種指定設備管理部門計	475,531,132	3,587,876
一般第一種指定設備	94,238,920	270,568
特別第一種指定設備	381,292,212	3,317,309
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	133,053,888	1,175,787
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	3,697,634	49,366
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	103,792,720	1,386,903
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	2,225,434	10,233
公衆電話設備	3,783,742	13
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	49,355,771	289,291
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	20,357,206	63,146
うちルーティング伝送機能に係るもの	1,232,377	11,169
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	4,801,733	26,007
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	7,205,108	36,690
うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	3,055,484	9,838
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	650,904	3,535
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	1,629,544	7,650
うちルーティング伝送機能に係るもの	1,616,401	7,586
信号網設備	961,259	2,428
番号案内データベース及び番号案内設備	1,738,220	873
専用加入者線装置モジュール	21,024,078	141,522
うち光信号電気信号変換機能に係るもの	458,612	3,780
専用線ノード装置	1,095,920	6,518
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	16,461,503	107,588
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	1,088,003	5,229
折返し通信路設定に係るもの	201,324	1,055
ユニバーサルサービス制度に係る負担金	426,466	0
網改造料	7,741,756	3,475
貸倒損失	0	0
うち光信号中継伝送機能に係るもの	23,015,851	194,756
第一種指定設備利用部門計	925,850,110	374,411
指定外電気通信設備	62,075,634	86,808
付加機能使用料、雑収入等控除項目	227,198,685	0
サービス活動	636,575,791	287,602
合 計	1,401,381,242	3,962,287
		影響額考慮後 ①+②
		479,119,009
		94,509,488
		384,609,521
		134,229,675
		3,747,000
		105,179,623
		2,235,667
		3,783,754
		49,645,062
		20,420,352
		1,243,546
		4,827,740
		7,241,798
		3,065,323
		654,439
		1,637,195
		1,623,987
		963,687
		1,739,093
		21,165,601
		462,392
		1,102,438
		16,569,091
		1,093,232
		202,379
		426,466
		7,745,231
		0
		23,210,607
		926,224,520
		62,162,442
		227,198,685
		636,863,394
		1,405,343,529

(注1)千円未満の端数を四捨五入で表示しております。

(注2)「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号。)第四条の二の項(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(関門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項、六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備(固定端末系伝送路設備であるものを除く。)並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいいます。

(注3)特別損失の影響として、2023年度決算において計上した能登半島地震に伴う災害特別損失4,007,339千円のうち、電気通信事業相当3,962,287千円を営業費用に含めた場合の損益への影響を表示しております。